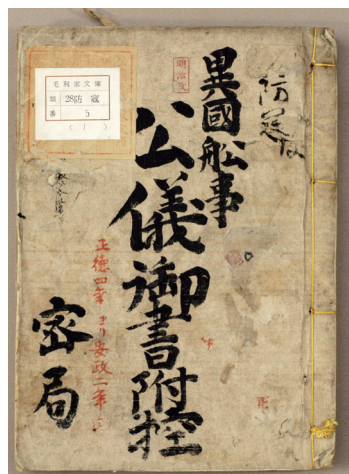
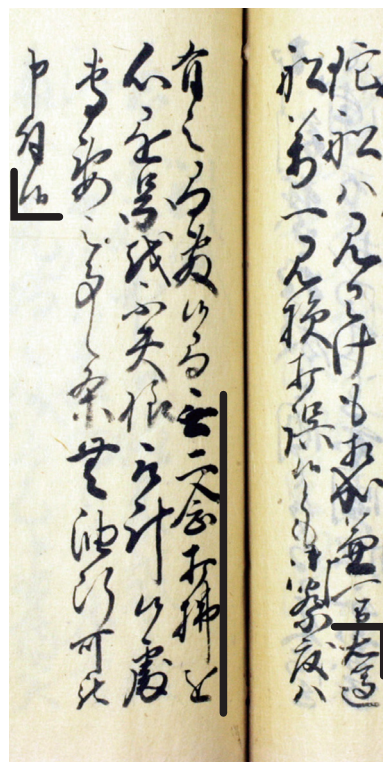


異国船打払令



* 毛利家文庫 28防寇5
「異国船事 公儀御書付控」
この資料には、1714（正徳4）年から1855（安政2）年までの、異国船に関する幕府の法令が書きとめられています。

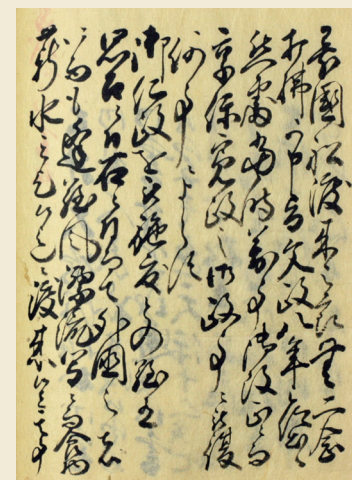


右等の船、万一見損い、打誤り候とも、御察度（お咎め）はこれ有るまじく候間、二念無く（あれこれ考えず）打払いを心がけ、図（機）を失わざるよう取り計らい候ところ、専要（もつとも大事なこ）との事に候条、油断無く申しつけらるべく候

解説

左の写真は、1825（文政8）年に出された「異国船打払令」の最後の部分です。諸大名に日本の海岸に近づく外国船を全て打ち払うことを命じたもので、傍線の部分に「二念無く打払を心がけ」とあることから、「無二念打払令」ともよばれます。19世紀初頭から、ロシアの略奪行為やイギリス船の長崎港不法侵入（フェートン号事件）などがあり、強硬措置に転じたものです。

しかしその後、1837（天保8）年に日本人の漂流民を送還するため来航したアメリカの商船にも、この打払令にしたがって砲撃を加えた（モリソン号事件）ため批判が高まり、後に「蛭社の獄」をひきおこすことになります。



* 同資料の「天保の薪水給与令」の部分。1842（天保13）年、アヘン戦争でイギリスの実力を痛感した幕府は、遭難漂着した外国船への食物や薪水の給与を認めました。